

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月17日（金曜日） 午前10時 0分 開議  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室 午後 零時 0分 散会

---

## 付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第15号，議案第19号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第24号，議案第31号，議案第32号，議案第33号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第39号，報告第1号（ただし，別表中歳出を除く），令和5年陳情第1号，令和5年陳情第2号，令和5年陳情第3号，令和5年陳情第5号

---

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 1号 町及び字の区域の変更について
- ② 議案第 2号 水戸市個人情報保護法施行条例
- ③ 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ⑧ 議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑨ 議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）
- ⑩ 議案第32号 包括外部監査契約の締結について
- ⑪ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正

中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)

⑫ 議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)

⑬ 報告第1号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第10号)) (ただし、別表中歳出を除く)

(2) 陳情審査

① 令和5年陳情第1号 水戸市区長・町内会長等に対する広報紙委託に伴う報償費支給制度設立の陳情について

② 令和5年陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

③ 令和5年陳情第3号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情

④ 令和5年陳情第5号 「広報紙配布事務委託契約」に基づく「委託料」の不適切な取扱いに関する陳情

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		

市民協働部長	川	上	幸	一	君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小	嶋	い	つ	み	君
市民協働部 技監	太	田	達	彦	君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白	石	嘉	亮	君	君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須	藤	文	彦	君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏		直	樹	君	君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青	山	和	夫	君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石	塚	美	也	君	君
防災・危機 管理課長	小	林	良	導	君	生活安全課長	村	沢	晶	弘	君	君
生活環境部長	佐	藤	則	行	君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒	澤	純	一	郎	君
環境保全課長	坪	井	正	幸	君	ごみ減量課長	栗	原	千	尋	君	君
廃棄物対策 課長	荻	沼		学	君	清掃事務所長	武	田	和	馬	君	君
会計管理者兼 会計課長	小	田	木	義	弘	君						
選挙管理委員会 事務局長	外	岡	淳	一	君							
監査委員 事務局長	和	田		隆	君	監査委員 事務局次長	永	井	誠	一	君	君
議会事務局長	天	野	純	一	君	総務課長	加	藤	清	文	君	君
議事課長	大	嶋		実	君							

6 事務局職員出席者

議事係長	武	井	俊	夫	君	書記	島	田	祐	輔	君	君
------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第1号ほか12件、それに陳情4件であります。

お諮りいたします。この際、当該委員会に付託となっております、議案第1号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、各議案については一通りの説明を受けましたので、これより各議案等について、順次、質疑を行います。

初めに、議案第1号 町及び字の区域の変更について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 議案第1号については、町及び字の区域の変更についてでございますが、法的手続の手順というのを簡潔にもう一回説明してください。

○高倉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 お答えいたします。

まず、今回の議案を議決いただいた後、水戸市長が、この町及び字の変更の決定をしまして、告示をいたします。ただ、土地改良事業の進行といたしましては、並行して換地計画書の作成が必要でございます。権利者会議を開催いたしまして換地計画の決定をする予定でございます。権利者会議が令和5年の秋頃を予定しております。その後に換地計画の縦覧などを進めまして、換地計画の確定や換地処分の報告なども進めまして、令和6年3月を予定しているところでございます。

○福島委員 そうすると、法務局の手続はどうなっているの、今一言もないけれども。法務局は関係なくていいの。

○上垣外総務法制課長 失礼いたしました。

換地処分の公告を令和6年3月に予定しているんですが、その後に換地の登記を行います。その登記が令和6年6月頃を予定しているということでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、昔は町区画合理化審議会というのがあって、審議会で町名を変更して、議会で議決をして、それで今度は法務局のほうで地積更正、地積形成、いろいろやってきたわけだ。ですから、一番大切なことは、我々が議決をして、今後どのようにしていくんだと、質問しなければ、換地計画だの、そういう法的手続の流れというのがあるわけ、それ何ら説明にないから、そこら辺を配慮してくれなきゃ駄目だよ。分からないから構わないというんならいいけれども。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第2号 水戸市個人情報保護法施行条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案第2号について質問させていただきます。

3点あるんですが、まず、法律が改正されたことに伴い、法を施行する条例というふうになったわけですが、この背景として、私たちは、自治体ごとの個人情報保護制度というのは国に先行して内容も発展させてきたということがあったんですが、今回、国が自治体ごとの様々な特徴がある規定をリセットするというので、データ流通の支障になるというような考え方があったというふうに思っております。

そこで、個人情報の収集は、各自治体は本人から直接収集する、いわゆる収集の制限とか、2つ目はその目的外使用、外部提供を制限するとか、3つ目はオンライン結合の制限といった原則があったと理解しております。個人情報保護審議会の意見も、例外の場合は、市に意見を聞くというような規定が本市にもあったものと思っておりますが、今回いろんな基本事項は法律に全て規定されてしまったといいますか、そういう関係なんだと思っているんです。

この総務法制課から提出いただいた参考資料でお聞きしますが、6ページと7ページです。

1つは開示請求、6ページの4番、これまでは本人及び法定代理人のみでしたけれども、任意代理人が加わっております。これはどういう人が想定されるのか。また、その場合に、本人の意思確認というのがなければ、やはりまずいんじゃないかと思うんですけれども、これは入れなきゃいけないのか。つまり今までどおり本人及び法定代理人に限定しておくべきではないかとも思うんですけれども、その点、考え方をお聞かせください。

○高倉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 お答えいたします。

今回、個人情報保護法の適用になることから、任意代理人が開示請求等をできることとなります。この任意代理人というのは委任状による代理人のことでございまして、今まで市の条例では、任意代理人の適用は認めていませんでした。これは、今回の法律統合前に国の行政機関に適用されていた個人情報保護法においても認められてこなかったものでございます。

今回、法律の統合に伴いまして、民間部門の規律に合わせるということで任意代理人の請求を認めることになったんですが、今まで認めてこなかった理由としては、なりすましのおそれなどがありまして、本人の権利を侵害するおそれがあるという判断があったものでございますが、今回法律の適用で、これはどうしても任意代理人の適用を認めざるを得ませんが、今後の本人の権利を侵害することを防止するために、例えば代理人の本人確認を徹底するとか、あとは本人に確認書を送付して返送を求めることで本人の意思の確認をするというような方針でございまして。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 まさに、例えば委任状を偽造して本人になりすますというおそれもあると思うので、これはちょっとリスクがあるのかなと思いました。

もう一つ聞きたいのは、資料の7ページですが、開示請求の期間です。現行条例と新法というのが左と右

にあります、これまでは15日間の基本で、場合によっては延長45日となっていました、今度は30日になる。30日と、足せば60日で同じなんですけれども、公開される期日が、公開を求める側からすれば早いほうがいいに決まっているんですけれども、延びてしまうというのはどうなのでしょう。これも法規定だから変えられないということなのか、その点はいかがですか。

○高倉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 御指摘のとおり、原則の決定期限が15日間から30日間に延びることになります。これは法律の適用になってしまいますが、ただ、この期間まで決定をしないということではございませんで、期限の話ですので、これより早く準備ができれば、当然早く決定をするというのはこれまでも同じような運用でございます。御指摘のとおり、合計が60日という部分も変わりませんので、請求者に対して大きな不利益はないのかなというふうに捉えています。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 最後の質問は、この項目で言うと8なんです、審議会の諮問の話です。

これまでは、水戸市は重要な事項について実施期間の諮問に応じて審議することができましたけれども、この備考欄にありますように、個別案件については運用上の意見を国の情報保護委員会に聞くことはできるけれども、諮問ができなくなるということで、事実上、市の審議会の役割がかなり奪われてしまうのではないかと思うんですね。

先ほど申し上げたように、地方自治体それぞれで個人情報を保護すべく、いろいろ工夫してきた仕組みが形骸化してしまうのではないかというふうに懸念をいたしますけれども、この点はどういうふうに考えればいいか、見解をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 個人情報保護審議会に関しましては、法の適用後は基本的なルールは国が定めることとなりますので、今までのように市がルールを決めて条例を改正することは考えられないということになりました。国が、具体的には法が定める運用ルールに基づいて、市が行う情報の正確性を確保するための措置や外部への流出防止等の安全確保の措置などの細則や基準が専門家の立場から判断して適正であるかなどの意見を聞くことを想定していくというふうに考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第2号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。  
田中委員。

○田中委員 行政経営課提出の参考資料で2つお聞きしたいと思っております。

1つは、保健医療部、4ページ、保健予防課が44名から54名に10名増員というふうになっております。この10名というのは、どういうことで導き出したかということなんですけれども、ここ3年余りコロナ禍がずっと続いてきまして、各課の応援体制や長時間の労働といえますか、交代制勤務などもかなり日常化してきたというふうに聞いております。それらが、どういうふうに改善される見通しなのかということも

聞きたいと思っています。

もう一つは、6ページの学校のほうで、これは毎年反対していたんですけれども、小学校給食業務の民間委託化ということで、身近な部門を安い労働力に切り替えていくということはいかかなものかと思っていましたが、今回は7名減、どの学校で民間委託に切り替える予定なのか、あわせてお聞かせください。

○高倉委員長 熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、保健医療部の保健予防課のほうで10名の増員ということでございます。内訳のほうで、課長補佐の配置が1、それから感染症対策の対応として6、それからワクチンのほうで3という内訳になってございますが、現状といたしまして、感染症対策につきましては、土・日、祝日関係なく業務に当たっているというところがございます。また、ワクチン接種についても職員の時間外勤務が非常に多いという状況がございます。今年度におきましても、年明けまで3名の全庁的な応援の部分も応援規定などで対応しておりました。

5月8日には、感染症法上の分類が2類から5類に見直しをされるということで、段階的に事務の軽減はされるということになりますが、その段階的な部分がまだ国のほうでも、どの程度のスパンで見直されるかということについては明らかになっておりません。ということで、来年度当初の段階では、現状の対応がある程度必要と想定されますので、職員の事務負担の軽減を図るため、全体として保健予防課は10名の増ということでございます。

それから、学校給食のほうの委託の関係でございますが、今回は小学校3校で委託する予定でございまして、具体的な学校といたしましては、河和田小学校、それから上中妻小学校、それから妻里小学校の3校になります。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 中核市になって水戸市の人口がどんどん減っているんだけど、職員はどんどん増えている。それと、これに伴うパート、嘱託職員、それはどれぐらいいるの。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに中核市になりまして、委員御指摘のとおり職員定数のほうは増加傾向にございます。これは新型コロナウイルス対応という未曾有の災害というか、感染症対応というところで臨時的な措置として職員の対応を図っているところでございますが、こちらについては感染症の収束等を見極めながら徐々に体制のほうを縮小してまいりたいと考えてございます。

それから、現在の会計年度任用職員の総数でございますが、令和5年度につきましては952名の総数で対応していきたいと考えてございます。なお、令和4年度におきましては954名でございますので、今年度と比較いたしますと2名の減ということになります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、パート、嘱託職員は952人いると。

そうすると、今、コロナウイルスの対応で増えたどうのこうのと、これは臨時で充てるんだから、例えば

保健医療部にしたって、水戸の医師会と連携をして、そこから配置替えとかいろいろ対応できる。けれども現実には、我々が考えると、やはり職員が増えることによって財政上支障をきたすんだよね。ですから、やはり中核市になって標準の人事というか、標準というのは出ているんじゃないの。水戸市の人口にあった職員定数はどのぐらいなの。

○高倉委員長 熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

現在、総務省のほうで毎年、地方自治体の定員管理調査というのを行ってございまして、そちらの中にも定員管理調査の分析というものの数字がございまして。そうしたもので水戸市の場合、人口規模で考えた場合に、中核市のレベルで想定した場合に、この水戸市の人口で考えてどの程度がというところなんですけど、その比較のベースでは63人多いという数字が出てございまして。これは令和3年度の数字になりますけれども。

ただ、63人多いという中の内訳として、内容として多いものが、例えば消防分野が多い、あるいはごみ収集の部分が多いというような数字が出ています。実は、消防のほうは指令センターを今受け持っているというような地域の特性がございまして、これが一概に多いということにはならないということと、あとは市の面積が広いということもありますので、そういった面では出張所をどうしても多く設置しなければいけないという、そういった地域の特性がございまして。

また、ごみ収集につきましては、職員の退職にあわせて委託化を進めてございまして、こちらでも段階的に縮小ができるということを考えてございまして。ごみのほうは、そういった形で解消していきたいということと、あと、地域の特性というものがございまして、そういった部分での要因もあるのかなと考えてございまして。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そういう言い訳は幾らでもできるけれども、63人多いという現実を考えれば、それに即応した職員の将来の定数というのは立てていかないと、そのほかに952名のパートがいるんだから、現実的には2,007人に952人を足せば大体3,000人になっちゃうんだから。そういう面からすると、人件費の高騰というのを考えれば、我々市議会議員からすれば、民間と比較したならば、みんな誰もが役人になりたいと、週休2日制で残業も制限されているという感覚もあるんだから。ただ、行政で一番難しいのは、例えば福祉のほうでとか、学校で夏休みとか、いろいろなタイミング的に、時期的に全部バランスが変わってくるわけだよね。ですから、私らが議員として一番指摘したいのは適材適所、そして将来において1人でも職員定数が減ることが水戸市の安心・安全の財政につながるんじゃないかと思うので、そこら辺を十分配慮されたいと、こう思います。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 すみません、今、コロナの対応で人が増えているという部分で答弁いただいていますけれども、令和2年から中核市になって、事務権限が2,600項目ほど水戸市のほうに移譲されたということで、私は、そういった2,600項目の事務が職員にまた重い荷物が加わったわけですから、63人多いという部分は、これはびっくりしたんですけれども、コロナだけではなくて、そういった部分も関係しているわけで

しょう。

○高倉委員長 熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

中核市移行の際の職員定数につきましては、あくまでも国の交付金といったことに配慮いたしまして、そういう部分で財政の硬直化を招かないようにということで算定してございますので、そういう部分での要素はないと考えます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第5号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 督促状1通につき100円徴収をやめますということで、話は簡単と言えば簡単なんですけど、この理由がちよっとよく分からないので聞きたいんですけども、地方税統一QRコードを導入するので、これは一体どういうものなのかということです。つまり、これまでの納付行為と何か市民の側からすれば変わるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

地方税統一QRコードでございますが、地方税の税目や課税年度、税額等のデータが記録されたQRコードで、全国で統一された規格のQRコードを使用することによりまして、納税者の利便性を向上させることを目的として導入されるものでございます。

これによりまして、スマートフォン決済アプリによる納付のほか、これまでは指定金融機関や収納代理金融機関に限られていた納付書での納付がQRコードに対応した全国の金融機関で可能となってまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 指定金融機関、水戸市で言えば常陽銀行だと思んですが、そのほか収納代理機関、たくさん既にあると思うんですけども、その上で全国どこでもとおっしゃいましたが、そもそもそういう需要ってあるんでしょうか。そういう疑問もあるんですけども、もう1点そこだけ聞きたいと思います。

○高倉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市税の場合でありますと固定資産税にあっては、水戸市外にお住まいの方で水戸市に固定資産を所有している方もいらっしゃいます。そういった場合、水戸市の収納代理金融機関がない地域にお住まいの方につきましては、新たに全国の金融機関で納められることによって利便性が向上するものと考えております。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第6号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 事務の内容と額の根拠を聞きたいと思うんですが、保健所における食肉に係る輸出証明書の交付と輸出適合施設の認定ということなんですが、ちょっと全く想像ができないので、現にどういう業務が発生しているのか、していないのか、どれぐらいの手間とかがかかるのかということも含めてお聞かせください。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、輸出証明書の交付手数料のほうでありますけれども、食品等を輸出しようとする場合に、輸出先国の食品安全基準に適合していることを証明するための証明書でございます。こちらにつきましては、それぞれ発行機関が、国や県、保健所設置市ということで、国の取扱いになっております。本市で現在発行しておりますのは、水戸ミートセンターの1事業者が東南アジアのタイなどの3か国に対して輸出をする牛肉が対象となっております。

発行件数につきましては、令和4年度において約570件を発行しているところでございます。

また、輸出適合施設の認定の手数料のほうでございますけれども、こちらは輸出をする際の前提となる手続でございます。事業者が輸出を行う場合には、その事業者の食品加工施設が国の基準に適合していることの認定を取る必要がございます。これも認定機関というのは、国、県、保健所設置市ということで国の取扱要綱で規制がされております。本市におきましては、保健所設置市のほうに1事業者から申請がございまして、これが水戸になってございます。

この申請につきましては、事業者ごとではなく、食品や輸出先国ごとに送る必要がありますので、現在はミートセンターから5件の申請を受け付けているところでございます。

もう一つの手数料の額の根拠でございますけれども、いずれの事務につきましても、国や県、保健所設置市で、これは同様の事務を行ってございますので、手数料の改定に当たりましては、他団体との均衡ということが一番重要だと考えてございます。そういったところで、国と同一の料金になるばかりではなく、手数料を徴収している団体におきましても、最も多く採用されている料金がございまして、この額を決定させていただいたところでございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 この中で179条、低炭素建築物新築設計変更認定、頂いた資料の17ページ、これは昨年度の見通しでは、どのぐらい入っているんですか。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

申請件数につきましては、10件ほど受け付けておりまして、5年度の予算として20万円程度の予算を計上しているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 10件で20万円程度と言うけれども、これを新たに設けたということは、太陽光であるの。これは現実には何なの、この炭素というのは。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、太陽光ですとか、あとは高効率のエアコンですとか、そういった省エネに優れた建築物が対象になってございます。

以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、それは新築のとき、それとも新たに既存の建物で屋根に上げるとか、そういう点で法律をつくらなければならないと。基本的には、こうやって我々に提案してきたということは、それだけ問題点があるから整備したわけでしょう、違うの。だから、いろんなことをどう変えたのか、それを変えるのには変えるだけの理由があるわけだから、そこら辺はどうなの。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、低炭素建築物と同じような概念で、超軽量住宅というのがございまして、大体は、超軽量住宅の場合は、先ほど申し上げた低炭素の省エネルギーという要素のほかにも、あとは液化対策ですとか、バリアフリーですとか、耐震性ということで、大体は長期優良住宅に申請するという内容になってございまして、今回の低炭素につきましては新規の手数料設定ではございませんで、もともとあったんですけども、国の法令に即して手数料の区分等を整理し直したという内容になっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 国の基準によって、これは地方税法に今度はなるわけですね。そうじゃないの、交付税なの、税金の種類は。

○高倉委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 こちらは手数料でございまして、水戸市のほうの収入となるものでございまして。ただ、建築物でいろいろなメリットというものがございまして、それについては所得税や固定資産税を軽減するための制度でございまして。

○高倉委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第7号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 土砂の埋立て、盛土堆積適正管理というのが目的ということで、適用面積、下限値の撤廃と報告、聴取等の対象拡大というのが中心なのかなと思いますが、そもそもこれを出した理由といたしますか、こ

れまでの条例では、いろんなそういう不正な行為を防ぎ切れなかったのかなと想像するところではありますが、どういう事例がどれくらい今起きてきたのかということをもまず聞きたいと思っております。いかがでしょうか。

○高倉委員長 荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 こちらの土砂の埋立ての規制に関する条例、残土条例とちょっと呼ばせていただきますが、こちらにつきましては不法な土地の埋立て、要するに土砂を捨てる行為を規制するための条例ということで、土砂を埋め立てる場合は市長の許可が必要だということでやらせていただいております。

その条例を運用する中でどういう事例があったのかということでもありますけれども、申請をする方は優良な方だと思うんですが、申請をしないで土砂を捨てるという行為に及んでいるという現実がございます。件数で言いますと、昨年度、令和3年につきましては7件、そういった事例がございました。全てが全て汚いというか、使いようのない土を捨てているという場合ばかりではないんですけれども、許可を取りに来ている方もいらっしゃるんですけども、そういう方にはちゃんと是正をこちらでお願いして、従っていただいておりますが、そういった形で、土砂を捨てる行為というのが昨年度は7件あったということもございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、条例では下限値を撤廃しますので、その500平方メートル未満であれば、これまではそもそも申請は要らなかったんだと思うんです。ですから、始めるときは未満だよといって始めて、実際はそれを超えてしまうということが多いのだと思うのですが、これからはそうはならないと理解しているのか。今の御説明ですと、そもそも申請しないで始まっちゃうということになると、規制強化は当然だと私も思うんですけども、これが有効に機能するのかなということもちょっと思うのですが、その点はどうなのかということですね。資料の④でも県外発生土は駄目ですよと、県内ですよということもありますが、この点もどうやって担保するのかなと。つまり、どこから持ってくるか全部監視しているわけにもいかないような気もしますが、この点はどういうふうに運用しようとお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○高倉委員長 荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 御質問にお答えいたします。

まず、500平米未満のものにつきましては、これまで許可が必要ないということですので、悪質な業者という形になるかと思うんですけども、私どもが発見した時点では500平米未満であったということで、事業者のほうも条例には出てきていないでしょうということで始められてしまいます。ただ、我々はずっとそういったものを監視してございますので、500平米を超える時点があるんですね。それでも、今の状況からそこまでちょっと待たないと、例えば措置命令を出すことができない。でも、これからは下限値を撤廃することによって、通報だったり、我々のパトロールなどで発見した時点で土砂が積まれて、許可を受けていないという時点から行政の指導が始まりますので、即効性が高まるというふうに考えております。

2点目の県外等の規定でございますけれども、そもそも何で県外で規制しているのかといいますと、これまで残土の投棄の大体が、首都圏を中心とした埼玉や千葉のヤードからの搬入というのが多かったものでございます。なので、そういった土は規制すべきであろうと。その担保なんですけれども、本来、許可制なので許可を受ける方については、申請書の中で、どこから発生しているかというものを書いていただい

ます。そちらについても、発見のときに私どもで問合せするんですが、要するに許可なしで始めちゃう業者につきましても、私どもも発生元はどこか、例えば過去には、トラックの尾行なんかをしまして発生源を確認しております。そういった行為で、ちゃんと申請される方は調べますし、申請されない方につきましても、私どももちゃんと出どころははっきり調べるようにしてございますので、よろしくをお願いします。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

いろいろ大変な仕事だろうと思うんですが、この措置命令、これまでは埋立て等を行った者というのが拡大しているようなんですけれども、現実の運用としては、なかなか現場の人だとか、所有者だったり、会社の人はいなかったりということもあるのかなと思うんです。また、水戸市には当然、捜査権とか逮捕権がないわけですから、なかなかこれも大変なのかなと。もちろん当然な強化なのかなとは思いますが、実際上これは警察等とも連携しないとできないことなのかなと思うんです。その辺はどういうふうにやろうとしているのか、お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 今までの、例えば措置命令について言いますと、土地の埋立てを行った者に対してしかできなかったんです。それが、今回については違反行為を要求したり、依頼したりという、その土地の埋立てに関わる関係人全て網羅できるような条例の仕組みにしています。といいますのは、我々、不法な土地の埋立てをしている方に対して行政指導をしますと、そちらの方はよく条例のほうを勉強されていて、要するに条例に抵触するものではないということで責任逃れをするわけなんです。そういった言い逃れをさせないために、今回条例のほうで関係者とか、土地の埋立てに関わる者になるべく広く網羅できるような表現にしております。

また、警察との連携につきましても、茨城県警のほうから出向している者もおりますし、県警OB等もおります。また、実際に水戸署とも連携してきておりますので、今回の条例を厳しくすること、県警との連携体制を引き続き強化しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 趣旨は賛成なんですけれども、先ほどおっしゃった、既にもう工事がされてしまった部分で、例えば周辺環境に悪影響が及んでいるということはないんでしょうか。例えば、堆積土が非常に高く危険だとか、あるいは土に有害なものがある、周辺が被害を受けているとか、そういうことは今のところはないのか、あるのか。是正指導しても、一旦持ってきたものをどかすということは、なかなかしないんじゃないかと思うので、その点をちょっと最後に聞きたいと思っております。

○高倉委員長 荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 確かに数か所、既に盛られてしまっているところがあります。そこら辺につきましても、警察のほうに告発等をし、しかるべき罰を受けていただくと。なおかつ、引き続き、その土砂の搬出につきましても指導のほうをやらせていただいております。

危険性なんですけれども、私どもの見る限りでは、やっぱり酸性度がちょっと高いような土砂、要するに

セメントや石灰などで固めて盛っておりますので、酸度が高いというところはありますけれども、今のところ猛毒な物質が含まれているとか、そういうような事例はございませんので、その点は安心いただければというふうに思っています。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 法の趣旨からすると、これは土砂、残土の不法投棄取締りという罰則のほうがいいんじゃないかと。現在の、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例じゃなくて、現実には被害を被る可能性がある、被害を及ぼす影響があると言えば、土砂の不法投棄と、そうでしょう。だから、埋立てや何かという場合には適用されますよと。でも一番問題になるのは、その土砂によって地形が変形する、また地域に被害を及ぼすという問題があるならば、我々は残土の不法投棄に対する制限とか、違法性があるからそれを条例で取り締まるとか。あくまでも残土の不法投棄というのが条例の根底にあるんじゃないか。しからば、誰が見てもあなたは不法投棄ですよと、もうそれだけで、条例からすれば、あなたは違反行為をしていますよということになるわけです。だから、土砂の所有者等の資格とか、そういういろんなものに対する規制なんだとおっしゃるかもしれないが、一番分かりやすく、一番合理的に運用する場合に、その中身が分かるのは、水戸市土砂等による不法投棄ということになるんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

また、話を換えれば、この条例のほかに土砂の不法投棄という法律、特に熱海で災害があって、そういう関連もあるのかなと思ったんですが、法的には、不法投棄そのものは法律にあるんでしょう。ただ、水戸市が独自に規制をするのは、500平米よりも少ない土地でもどこでも不法投棄ですよという意味じゃないの。だから、そういう意味からすると、今までは捨てた人だけが悪いんだと、いや、捨てさせた土地の所有者も悪いんだ、それから第三者にこの土砂によって害を与えることの可能性もあるんじゃないかと、そういう観点からつくられたと思うんだけど、基本的には不法投棄が問題なんじゃないの。その法の運用はどうなっているんですか。

○高倉委員長 荻沼廃棄物対策課長。

○荻沼廃棄物対策課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

要するにこちら、不法投棄の中に土砂の捨てる行為も含まれるんじゃないかということだと思うんですけど、廃棄物につきましては、廃棄物規制法という中で規制がされております。その中で土砂について、そこが漏れておりますので、その漏れている土砂について条例のほうで定めております。なおかつ廃掃法もこちらの残土条例もそうですが、罰則がございます。廃掃法につきましては最高で3年以上の懲役、1,000万円以下の罰金なんです。残土条例につきましては2年以下の懲役または100万円以下の罰金という形でやらせていただいておりますので、条例違反、例えば措置命令に従わないとか、そういう場合は、私どもで警察のほうに告発をし、罰金なり懲役刑なり、そういった罰を与えるような行動を取っております。

以上でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 一般的に規制があつたって、100万円ぐらいだったら、悪い業者はみんな幾らでも払っちゃ

うよ。そうじゃなくて、頭から法的に違反ですよというのは、水戸市の土砂等による不法投棄となれば、土砂が限定されるんだから。あなたが言っていた産業廃棄物や何かは土砂だけじゃないわけで、全てが含まれた、例えばごみとか建築廃材とか、それからプラスチックの廃材とか、そういうものが全て含まれているの言っているんだから。今回の条例というのは、土砂だけに限定するならば、土砂の不法投棄というものにもなるんじゃないですか。できれば条例や法律が誰にも分かるようなものでなければならぬですよ。だから、我々が審査する審議事項からすれば、土砂の不法投棄を言っているんじゃないかと、より具体的に、市民みんなの基礎ですから、誰にも分かるような法律でなければならぬというのが基本だから、そこら辺も十分配慮していただきたい。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第15号については質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、質疑に入らせていただきます。

初めに、第1表中歳出中第1款議会費及び第2款総務費について質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 項目が多岐にわたるので簡潔に質問させていただきたいと思いますが、よろしく願います。

議案書②の81ページ以降、まず最初に、資料の当初予算の概要も見ながらいきたくと思うんですが、来年、新たな総合計画をつくる大事な年度であります。第7次総合計画の基本構想が今、パブリックコメントもされたということで、予算的には450万円の予算が組まれておりますが、いかに市民の幅広い声を反映させるかということが大事なことかなと思うんです。その取組、例えば過去の総合計画でやったことはもちろんのこと、新たな希望も含めた総合計画への市民意見の反映というのが必要ではないかと思っておりますけれども、この考え方をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

総合計画につきましても、市民とつくるという基本姿勢の下に様々な意見を取り入れながらの作成を進めるということとしてございます。今年度におきましても、まず市民1万人アンケートを実施するほか、茨城大学、常磐大学との行政懇談会をはじめ、高校生、大学生からのまちづくり提案、あるいは水戸青年会議所との共催による市民討議会を開催するなどの取組を行っているところでございます。

また、今年度につきましても、総合計画の案を段階的に取りまとめながら、夏には市民懇談会として地域の方々にお示ししながら、お話を聞くなどの取組をして進めてまいりたいと考えてございます。

また、議会からも委員を選出いただいている総合企画審議会におきましても、段階的に議論を進めていただいているところでありまして、これらの取組で市民の意見を聞きながら取りまとめていきたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ、SNS関係も大分、第6次総合計画の策定時点よりは、世の中でも広がってきていると思うので、多様な形で意見を取り入れる工夫を追求していただきたいと思います。

次に、交通政策費に関わってですが、議案書②で言えば83ページですけれども、水都（すいっと）タクシーの運行について、1時間運行時間を延長する、拡充するということが出ております。これについては、地域は基本的に拡大し切ったという認識でよろしかったのか。つまり、もっと利便性を高めて、利用率も高めるということの努力が引き続き必要なのかなというふうに思うんですけれども、この1時間拡充の狙いということをお聞きしたいのと、それから、まちなかシェアサイクルというのが目玉として出ていますけれども、いつからどのように運用される見通しなのか、その点もお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

まず、水都（すいっと）タクシーでございますが、こちらは平成28年から国田地区で開始したものでございまして、これまで順次、計画に基づいて対象となる地区を拡大してまいりまして、昨年10月に計画の全10地区の導入が終了したところでございます。

毎年、10地区会の役員の方々、それから地区総会などにも顔を出しながら、水都（すいっと）タクシーの利用促進に向けてどのようにサービスを拡充していくべきか意見交換をしながら、毎年、運用の見直しを図ってまいったところでございます。そういった中で、あと1時間早くタクシーが使えるといいという声が多くございましたことから、今回1時間前倒しの変更に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、まちなかシェアサイクルでございますが、本年4月1日から運行してまいります。市内5つのエリア別にサイクルポートを設けて、そこから借りたり、好きな場所のサイクルポートに自転車を返却したり、そういったことが可能となるサービスでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 やりながら利便性向上等に取り組んでいただきたいと思います。

次に、デジタルイノベーション費ということになると思うんですが、いわゆる書かない窓口というふうに書かれているんですけれども、どの窓口でも書かなくていいのか、当面は、例えば市民課限定なのか、具体的にはどういうふうに簡略化されるのかということをお聞きしたいと思うんです。つまり、簡単に言うと、市民の利便性がどういうふうに向上するのかということ、その点をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えいたします。

書かない窓口でございますが、具体的な手続、市民の方々からしますと、まず転入手続をする際に転出元の自治体から転出証明書というものが発行されますが、そちらをお持ちいただくだけで転出証明書の内容を自動的にOCRという機械が読み込みをしまして、転入に必要な書類を自動的に作成すると、そういった機能がまず1つ目でございます。

もう一つの利便性といたしますと、窓口で証明書類を発行する際に、証明書を発行するための申請書をカウンターで市民の方はお書きになりますが、例えばマイナンバーカードや運転免許証を御持参いただければ、

そういったところから必要な書類を作成できる、そういった機能の実現を考えているところです。

あともう1点として、子育ての支援ということで、子育て世帯に利用されているLINEを利用して、そこから保育所の入所に必要な書類を作成できる、そういったシステムを運用することを予定しているところでございます。具体的には、市民課の窓口と、あと子育て関係の窓口での運用を想定しているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 本庁だけです、市民センターでもいろんな書類をもらえると。

○高倉委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 当面ですと本庁のみの運用ということで、その後、順次広げることも考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

順次ということなので、利便性向上はいいことだと思います。

もう一つ別な案件ですけれども、85ページで広聴活動ウィークリーというか、みとの魅力発信費が若干増額しています。いろんな相談も増加傾向にあると思っているし、その点の拡充だとか、この間陳情も出ています。広報をめぐるいろんな拡充も必要なところなのかなとは思っているんですけども、この予算増とか、その中身について、どういった内容なのか聞かせていただきたいと思います。

○高倉委員長 出沼みとの魅力発信課長。

○出沼みとの魅力発信課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

みとの魅力発信費で約2.2%増となっております。その内訳でございますが、主な増加の要因としましては、「広報みと」の印刷単価が値上がったこと、あと、市民相談室で行っている法律相談等を増加するためでございます。

広報広聴の話なんですけれども、法律相談、昨年までは年間36日間弁護士の先生による相談を行っていたんですけども、昨今様々な相談が増えているということで、年間48日間に増加するということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 続いて、市民センター費なんですけれども、横判の資料ですと、17ページ、市民センター長寿命化改修工事ということで2億1,220万円というのがありまして、渡里市民センターの工事、実施設計は吉田、石川市民センターというふうになっております。特に聞きたいのは吉田なんですけれども、これまでも狭あいですとか、階段がないとか、いろいろ要望があります。地区人口に比して余り十分な面積がないというところもあるんですが、長寿命化なので改築ではないんだろーと思っておりますから、なかなかそこを変えるのは難しいのかもしれませんが、使い勝手だとか、いろいろ地区住民の要望を聞きながら設計に反映させるというふうにしていただきたいと思うんですけども、その計画はどういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

市民センターの長寿命化改修につきましては、来年度は渡里市民センターの工事、1億9,020万円や、吉田市民センターの実施設計、石川市民センターの実施設計などを予定しております。

特に田中委員から御質問がございました吉田市民センターにつきましては、今まで長寿命化をやる際には、地域の利用者にアンケート調査を行いますとともに、運営審議会や市議会の皆様の御意向などもお伺いして、整備内容を検討していくという手続を踏んでおりますので、3月議会終了後、地域に入りまして御説明して、御意向などを確認して、来年度、設計の中身を固めていきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 じゃ、あと4つで終わります。

もう一つは防災関係なんですけれども、予算書では91ページかと思います。新たな避難物資を那珂川左岸に整備することを含め1,700万円ということで、主な事業として掲載されておりますが、これはどういう目的なのか、また、物資の中の資機材の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○高倉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

災害支援物資の充実・強化に係ることにつきましては、まず1点目といたしまして、新たに那珂川左岸の緊急避難所に防災倉庫、資機材を配備してまいります。具体的には、高台であり、宿泊機能の充実しているJAグループ教育センターを避難所指定しておりますことから、こちらに防災倉庫等、資機材を配備してまいります。

また、市民会館につきましては、来客される方はもちろんのこと、中心市街地の拠点施設でもありますので、万全の備蓄体制を整え、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 これで基本的な資材の配備というのは完了でしょうか。市民センターとか学校とか、地区会の防災倉庫とか、いろいろあると思うんですけれども、まだやろうとしているところがあるのかどうか、その点もう一度聞きたいです。

○高倉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

備蓄対策につきましては、これまで東日本大震災の教訓等を踏まえ、指定避難所である市民センター、小学校、中学校などに初動段階で必要となる物資を配備するとともに、本庁舎防災倉庫などにつきましては、バックアップ体制の拠点として備蓄体制の強化を図ってきたところでございます。令和5年度の予算におきまして、ただいま申し上げた対策強化を図ることになりますから、他の備蓄対策につきましては、これまで消費期限の迫ったものなどについては適正管理を図るなど、入替えを行ってまいりました。さらには、やはり備蓄資機材につきましても、市民ニーズに対応するために様々な新たな備蓄資機材など、これまで液体ミ

ルクや段ボールベッドなどを配備してまいりましたが、そういったニーズを踏まえた対策強化に向け、今後とも市民の皆様の御意見をいただきながら対応してまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね、おっしゃるようにつつきるか分からない災害ですので、万全を期してください。努力は常にさせていただきたいなと思っております。

今度は生活安全費ですけれども、議案書②の93ページになると思うんですが、主な事業としても挙げられていますけれども、町内会の電気代、防犯灯への補助を年間1,000円から1,200円にということで、2,304万円の予算というふうになっております。電気代の高騰もさることながら、町内会の加入率の減少傾向もある中で、これで足りるかどうかと。増額はもちろんいいことなんですけれども、どうなのかなという議論がちょっとありまして、この根拠がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ一緒に、同じ課ですけれども、吉田町の事務所を、当委員会でも解体せよという意見が示されて、2,900万円の予算だということなんですけれども、その後はどうするのか決まっていれば、参考にお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、防犯灯のほうですけれども、200円の増額につきましては、平成30年度から令和3年度の電気料金について、町内会が支払っていた電気料金に対し、市からの補助は6割程度でありましたことから、電気料金高騰前の6割の水準とするために1,200円としたものでございます。

解体後の利活用につきましては、解体後、更地といたします。当面の間、交通防犯対策の啓発看板等の設置場所として活用した上で、さらなる有効な活用方法の検討を進めてまいります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 6割補助だという防犯灯、全体予算としてもそんなに高くはないので、公共性といいますか、地域を照らしているわけなので、そういう意味でももうちょっと増額を今後検討していただきたいということは要望として申し上げておきたいと思います。

もう一つは、97ページの……

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 その元暴力団事務所の場所なんだけれども、幾らで買って、幾らかかって、今度は幾らで解体をして、坪数が41坪とかあるはずなんだけれども、建物は何平米あってと、その明細を明日でいいから出してくれるか。要するに、我々は今まで、これ解体するまで公にできないとか、明細は余り調べられなかったんだけれども、もう我々も解体しろということに賛成しているんだから、あれをやるのに幾ら払って、幾らで買い取って、最終的には取り壊すのに幾らかかったんだという内容の明細を、明日でいいから。その後の跡地利用はどうするんだという考えがあれば、そこら辺の資料を出して。

○高倉委員長 ただいま福島委員のほうから資料請求がありました、ちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

本委員会として、この資料について要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認めます。

執行部におかれましては、次回の委員会までに作成し、速やかに提出をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

田中委員。

○田中委員 95、96、97ページということで、市民会館関係をちょっと聞いておきたいんですけども、主な事業として開館記念事業3,000万円とか、あるいはG7関係の3,290万円というのが出てくるんですけども、G7は分かるんですが、開館記念事業の予算はどういうふうに計上されているのかを聞きたいんです。この委託料というのは、コンベンションリンクージに対する指定管理料ということでよろしいのか。

あわせて備品購入の4億4,420万円というのは何をかうのか。おさらい的になりますけれども、教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年度当初予算の概要の横型の資料の中に記載している市民会館の記念事業ということで3,000万円計上してございますが、こちら担当課といたしましては、新市民会館整備課分と文化交流課分を合わせた金額でして、そのうち新市民会館整備課が予算措置をさせていただく2,000万円ということになります。この2,000万円につきましては、開館記念式典の開催などに係る経費として計上させていただいているものでございまして、議案書②では委託料の中に含まれているものでございます。その委託料につきましては、3億4,171万円でございますけれども、その大部分を占めておりますのが指定管理者に対する委託料3億900万円でございます。費用の内訳としては以上でございます。

次に、備品の内訳でございますけれども、議案書②の95ページの部分でございまして、需用費として予算を計上しているのが5,758万円でございます。そのうち5,580万円の部分が5万円以下の物品ということで消耗品として計上しているものでございます。それから、先ほど御指摘のありました備品購入費4億4,420万円でございますけれども、こちらは市民会館に係る備品ということで、その2つをあわせまして、ちょうど5億円という予算で要求させていただいているところでございます。この令和5年度予算の5億円でございますけれども、令和4年度には3億円を計上しておりまして、もともと債務負担行為で備品の購入総額が8億円という形で予算措置をしておりました。市民会館における様々な備品の購入ということで、現在購入手続を進めておりまして、支払いが令和5年度に及ぶものにつきまして、5億円という形で予算を要求させていただいているところでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 すみません、最後のところの確認なんですけど、その債務負担行為、ほぼ満額支出されるのか、その点はいかがですか。

○高倉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 御質問にお答えします。

債務負担行為で設定をしていた8億円のうち、令和4年度予算として予算を計上しておりますのは3億円、令和5年度で計上しているのは5億円、合計8億円となっております。債務負担行為を設定している理由といたしましては、現年予算で計上する以前の時点から契約行為ができるということで、債務負担行為を設定していたものでございます。総額8億円に対する現在の契約の執行率につきましては、91%という状況になっておりまして、予算は順調に執行しているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 次に、男女平等参画センターに係る推進経費なんですけれども、これはどの部門もそうだと思うんですけども、7水総の前に、このところで言えば男女平等参画推進基本計画の第3次というのが令和5年度をもって計画期間が終了すると、つまり次の計画をつくるころに来るのかなというふうに思うんです。その体制だとか、これまでの計画の進捗を通じて、第3次の計画をつくったときの方々の協力をいただいて、次なる進捗といいますか、ジェンダー平等の推進だとか、SDGsとか、いろいろ大事なテーマがあると思うんですけども、それをどういうふうにつくろうというふうにお考えなのか、その点をちょっと聞いておきたいと思います。

○高倉委員長 石塚参事兼男女平等参画課長。

○石塚市民協働部参事兼男女平等参画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、田中委員のほうから御指摘があったように、現在の第3次基本計画のほうが来年度をもって最後の年になります。そこで、来年度から第4次となる基本計画のほうの策定に着手してまいります。そこに着手する前に、市民調査と市内事業所調査を実施いたしまして、まず計画のエビデンスとなるものをしっかりと確立してまいります。これは前回の計画で策定したときにも、同じように市民調査、事業所調査を行いましてエビデンスというものを確立して、その上で計画を策定してまいりました。

そこで、今後は、新たにコロナ禍の影響でどのようなものが顕在しているかということと、あと性別による生きづらさ、あとは収入格差、この辺に注目してしっかりとつくってまいりたいと思っております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 おっしゃったことはどれも大事なテーマだと思いますし、今のいろんなジェンダー平等をめぐる進展に合わせた計画となるように取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、98ページ、99ページ、環境対策費のうち環境保全経費で、これも主な事業として出ていましたが、太陽光発電の補助金が3万円から5万円に増になるということで、これはいいことだと思うんですけども、予算的には何件ぐらいを見ていらっしゃるのかということと、地域に蓄電池のほうも、これ県が言い出したのはいいんですけども、よく聞くのが、年度途中で、もういっぱいということにならないのかなという気もしているんです。その辺の予算措置の状況や、募集もどういうふうにするのか、この辺を聞きたいと思います。

○高倉委員長 坪井環境保全課長。

○坪井環境保全課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、太陽光のことですが、こちらは今回1,500万円の予算措置をしております、1キロワット1万円、上限5万円ということで300件の登録を見込んでございます。

続いて、蓄電池の予算でございますが、こちらは県の同名の事業の補助金がございます、こちらについては県の予算の範囲ということになります、現状100件を見込んでおまして、県のほうにも100件の要望を提示してまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 多分、私の予測が当たるかどうか分かりませんが、すぐいっぱいになるんじゃないかなというふうに思いますので、初年度としてはそれで仕方がないかもしれませんが、増額を県に働きかけていく必要もあるのかなと思います。

総務費、最後なんですけれども、101ページ、税務総務費に関わって、私ども……

〔「ちょっと待って、ふるさと寄附金について」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 水戸黄門ふるさと寄附金経費で2億5,000万円の予算があって、そのうち報償費が1億6,750万円かかると。また、水戸黄門ふるさと基金管理経費で5,004万6,000円とあるわけなんだけれども、これって市長も本会議で言っていたんだけど、赤字になるというのはどういう意味なの。この明細を1回出してもらいたい。だって、寄附金が入ってきて赤字になるというわけない。報償費でやったということなんだけれども、これどうなっているんだか、ちょっと明細を教えて。

○高倉委員長 佐々木税務事務所参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの福島委員の御質問についてお答えいたします。

令和3年度決算ベースでお答えいたします。

令和3年度の水戸黄門ふるさと寄附金事業の収支ということでございますけれども、3年度につきましては、実際の寄附額としまして、約2億3,500万円の寄附をいただいております。その寄附に係る経費としまして、約1億1,900万円となっております。また、水戸市民がほかの自治体へ寄附することによって、個人市民税のほうの税収からその寄附額を控除できると、そういった制度でございまして、実際に控除した寄附額というのが税収の減という形になります。それを含めまして、収支として計算いたしますと、令和3年度でマイナス約3,800万円という試算をしております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 その主たる要因というのは何なの。ふるさと寄附金でやる返礼品が多過ぎたということなの。さっぱり意味が俺には理解できない。ふるさと寄附金をやることで水戸市がよくなるというふうに一般的には考えているんだよ。だけど、現実には、水戸市から出ていく税金の控除率が何だということが理解できないので、委員長、その明細を具体的に、明日でいいから出してもらいたいと思うんです。

○高倉委員長 佐々木税務事務所参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問でございますが、数字として今現在ございまして、

それをちょっとお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、令和3年度で寄附額が約2億3,500万円で、実際にこれに係る経費、福島委員がおっしゃったように、この2億3,500万円を得るための謝礼品が、この寄附額に対して3割ということでございます。それ以外にもサイトの手数料や、その謝礼品を送るための配送料等を含めると、約5割が経費として、1億1,900万円となっております。また、水戸市の市民から他の自治体に寄附された金額、これ税額控除という形で税収減となった金額が6億1,600万円でございます。この6億1,600万円のうち75%分が国のほうから交付税措置されます。ただ、その交付税措置を含めて計算いたしましても、先ほど申し上げましたように、3,800万円が実際のところ赤字という形になっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 我々が理解したいことは、なぜ3,800万円の赤字になるんだと。市民からすれば、ふるさと寄附金というのは水戸市へ寄附してくれば、その分得になるだろうと。逆を考えれば、じゃ何をお返ししているのかと、その辺が分からないわけです。だから、トータルで今おっしゃったことの明細を出してもらいたいんですが。

○高倉委員長 ただいま福島委員のほうから水戸黄門ふるさと寄附金に係る経費、あるいは税収も含めた、もうちょっと分かりやすい資料の提出を求められましたが、お諮りをしたいと思います。本委員会として、この資料について請求することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、御異議なしということで決しました。

それでは、執行部のほうでは、次回の委員会でその資料の提出をお願いしたいと思います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の101ページかと思うんですが、徴税费、私ども、いわゆる租税債権管理機構については非常に取り立ての厳しいところなので、水戸市としては委託しないでほしいということを繰り返し主張してきたんですけれども、次年度はどういうふうに負担しているのか、していないのか。また、しているとすれば、その根拠をお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

茨城租税債権管理機構への負担金でございますが、議案書②の101ページ、負担金、補助及び交付金の中に含まれております。こちらの額でございますが、議案書③令和5年度予算に関する説明書の42ページをお開き願います。

こちらのほうの下段、下から3行目、茨城租税債権管理機構負担金ということで、令和5年度は予算として993万円を計上しております。こちらの内訳でございますが、県内各団体の均等割額として5万円、また処理件数割が1件当たり11万円となっております。

来年度の移管の件数でございますが、49件となっておりますので、11万円掛ける49件で539万円。さらに徴収実績割額というものがございます。こちらにつきましては、前々年度の茨城租税債権管理機構に

において水戸市分として徴収していただいた額となりますので、令和5年度の予算につきましては令和3年度の実績額4,490万円、こちらの10%を負担することとなっております。449万円が徴収実績割額となります。

全体としまして、993万円となるものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 それでは、この第1款、第2款についてほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第4款衛生費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 143、144ページでしょうか、斎場の空調長寿命化というのが出ているかと思うんですけども、その内容、これは要するに堀町、現斎場のほうですが、バリアフリーとか、いろんなことをやってきたと思うんですけども、このことで一段落なのか、まだ途中なのか、どういう工事をされるのか、その辺りについて、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質疑にお答えいたします。

堀町にある現斎場につきましては、昭和52年の竣工になっておりますが、老朽化がかなり進んでいる状況でございます。今回は、まず主に待合室、4、5、6の待合室になりますが、利用者の利便性というものを考慮して、これまで待合室のほうの空調が1か所だったものですから、これを全館空調にする、そういった工事を行います。その後、順次、火葬炉の更新ですとか、本体躯体等の強靱化などを計画していきたいと考えているところです。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

斎場のほうは造る予算だと思うので、これは今年度に関わった話で恐縮なんですけれども、その合葬式の件で募集をされたと思うんですが、その後、決めた方々から使用料を頂くというのは、来年度の歳入として入っているのかなと思うんですけども、その辺の募集と広報の関係でどんな具合なのか。また、新年度その運用というのはもうフルに、入っていいよとなった方々が順次入っていくのかなというふうに思うんですけども、この辺の見通しをちょっと聞きたいなと思うんですが。

○高倉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

合葬式募集については2月に1回行い、条例で示したとおり、令和5年4月1日からの供用開始を予定しております。その事前の手续といたしまして、3月1日から15日にかけて募集を行っております。こちら500体ということで、広報等でお知らせをして募集をしました。実際に申請があったのは、確定の数字じゃないんですが、約680体の申請がありました。680体のうち、おおむね510体が生前申込の数字でございまして、これから順次、4月1日以降、順番に納骨を進めていきます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

それと、年次的に募集ということはおっしゃっていたと思うんですけども、それで全てではないんだと思うんですが、予想より多かったということになると、今後の募集、来年度もやるのかなと思いますけれども、その辺の考え方は、どういうふうにやろうとしているのか。

○高倉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら合葬式墓地につきましては、当初、墓地基本計画において2,000体ということで募集してまいりました。ただ、ちょっと入れ方を工夫しまして、2,500体入るという形でもって今回募集したわけなんです。やはりその8割以上が生前申込だったということで、今までそういった墓地を待っていた方から相当申込みがあったものと考えています。ですから、残り2,000体もまだ募集していない状況であります。今後、状況を見ながら順次、募集を進めていきたいとは考えています。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

147ページなんですけれども、清掃工場周辺環境整備事業費400万円の委託料ってありますが、この点ですけれども、いろいろ地元との調整で御苦労されていることと思うんですけども、これはどういうふうに交渉しているのか、地元協議も含めた今後の考え方をお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今御質問のありました内容につきましては、清掃工場「えこみっと」周辺の整備事業の中身でして、周辺道路の整備をするための測定の経費を計上しております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 失礼しました。

旧清掃工場のほうはそういう段階にはまだ至っていないと。予算化はされていますか。

○高倉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 田中委員の御質問にお答えいたします。

旧清掃工場の関係の予算については、来年度予算案におきまして、主なものといたしまして、焼却施設の跡地利活用基本計画の策定について、1,000万円の予算額のほうを計上させていただいております。

以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 議案書②147ページ、旧清掃工場を聞きたいんですけども、あれを解体したり、跡地利用したり、それは将来どうなっていくんだか、例えば解体するのも20億円とか、いろいろわさされているんですけども、跡地利用とかは、今どのような考え方を持っているの。

あと、旧清掃工場に対しての予算はここに入っていない、解体とかに対しては。それから一番大切なことは、あそこへ残土というか、清掃したものが全部埋まっているんですけども、そういう対応というのは考え

ていない。その辺はどうなっているの。

○高倉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの福島委員の御質問にお答えします。

令和2年4月の清掃工場「えこみっと」の供用開始にあわせまして、令和2年3月末で小吹清掃工場を廃止しております。この廃止しました清掃工場の解体ですけれども、今年度予算において解体工事の実施設計に取り組んでおります。現在、この解体工事の設計は、令和6年度の工事着手を想定しまして、精査している段階でございます。

次に、跡地の利活用ですけれども、跡地の利活用につきましては、清掃工場の敷地を見まして、北側は植物公園の第2期リニューアル整備の中で整備していく方針を、既に平成30年度に市において政策決定しております。残りの南側の焼却施設跡地につきましては、既に地元と合意済みの跡地の利活用方針というものがございまして、こちらについて、地元協議会の皆様方に対して、重ねて市のほうの整備の考え方を説明しておりますけれども、その中で、ある程度市のほうでたたき台、素案を示してもらったほうが協議しやすいという考え方が出ましたので、昨年6月から7月にかけて、市のほうの整備の考え方、あくまで協議用のたたき台ですけれども、こちらのほうをお示ししまして、現在、回答を待っている状況であります。

この回答を待ちまして、今後とも協議会との合意形成に向けた協議を進めまして、来年度予算案に計上している焼却施設跡地活用業務計画のほうの作成に取り組んでいきたいと考えております。

あと、最後に、過去に埋設しました一般廃棄物の関係ですけれども、こちらにつきましては令和2年度と3年度にかけて土壌調査というものを実施しております。この結果が出ておりまして、地下水については問題がないと言っております。土壌についても、確かに廃プラスチックあるいは燃えないごみが埋設されている状況が確認はされておりますけれども、人の健康に被害が生じるような、そういった状況にはないという結果になっております。

したがって、解体工事に当たりましては、あくまでも掘削に伴い発生する埋設物等につきましては、法令に基づいて適正に処理するといった方針で実施設計のほうを進めさせていただいております。

以上です。

○高倉委員長 第4款について、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次に、第10款教育費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、次に、第12款公債費及び第13款予備費について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第1表中歳入について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第3表債務負担行為中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 次に、第4表地方債について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第24号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 本会議でも質問はしておるんですが、現実にはピアノだけが安くなったのか。昔は免税措置があったから、どこでも3割ぐらい安くなって、公共自治体を買う場合にはほとんど安くなったわけです。今回ピアノだけ安くなったというけれども、附属品は安くなっていないの。普通は、買った場合には1割、2割サービスですよというんですが、7,000万円も契約して、それが下がるということは、全体的に下がるという話じゃないの。あくまでも本体だけなの。スタインウェイのD-274だけなの。何でも、民間で買ったって、学校用に準じるということであると2、3割安くなったんだ、けど今回は全然ないの。私が指摘したいのは、議会が議決する案件というのは、12月にやれば、この3月までには全部執行されているんだよ。だから、我々は議決権の侵害は執行部にしてもらいたくないし、執行権の介入はしないというのは、基本的なこと、そのために3月、6月、9月、12月の議会というのがある。それが通常、請負契約等の問題は12月20日に議決すれば、大体25、26日には全部支払い、だから、我々に議案として上がってきた場合には、例えば残額が残っていたりしても、まず契約金は通常払う。今回は全然払ってないよというから、我々議会の議決案件としては前例があるのかと聞いたら、前例はないという。確かにあるわけないんだよ。それが3月になっても物の納入が4月25日だと。通常だと契約金7,000万円の1割、700万円とか、1,500万円とか、二、三割払うんだけれども、そういうものが全然ないということは、当初の契約から支払いしないということだったの。ならなぜ12月にやったんだという疑問がある。

第1点と第2点、一応答えて。

○高倉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ピアノの価格だけが変わったのかどうかという御質問でございますけれども、本件につきましては、ピアノの本体価格のみが下がったということが原因でございます。

もう一つの御質問の契約に係る行為でございますけれども、現契約におきましては、12月議会で議決をいただきまして、12月20日に本契約という形で手続を進めさせていただいております。その契約の内容に基づきまして、ピアノの入荷の作業が入ってくるわけでございますけれども、当初の契約におきましても、納期を4月28日というふうに定めさせていただいております、その分につきましては、令和5年度で予

算を執行する、そういった予定でございました。その作業を進めていく中で、ピアノ本体の価格改定につながったということを契約の相手方から申入れをいただきまして、その改められた価格でもって変更計画の仮契約を進めさせていただいたということでございます。代金の支払いにつきましては、物品の納品後にお支払いするという形で規定がございますので、その規定に従いまして適切に対応させていただいたところでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 前の議案のときに同じことを聞いたのかもしれないんですが、今おっしゃった(1)から(5)、改定があったのは(1)のピアノ本体だけですが、それぞれ価格はどういうことか。つまり6,706万1,720円の内訳といいますか、それぞれ3枚とか3件となっていますけれども、それぞれ1つ幾らなのかというのを、分かれば教えてください。

○高倉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新市民会館整備課提出資料の3ページの仕様書を御覧いただきたいと思います。

先ほどの価格の改定を行ったというのは1番のフルコンサートグランドピアノの部分でございますが、2番から5番まで、その他の備品につきまして、大まかな数字で申し上げますと、2番のピアノカバーにつきましては単価が税込みで約14万円、3番のピアノ椅子につきましては約19万円、4番のグランドピアノ運搬車につきましては約70万円、5番のインシュレーターにつきましては約3万円という単価でございます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第31号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 包括外部監査契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第32号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款、第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書⑦の交通政策経費なんですけれども、バス運行対策事業負担金、バス停の維持補助金ということで、表書きには国、県と協調したというふうに書いてあるんですが、13系統と言われますけれども、どういうことかということなんです。13系統以外にも赤字というのはあるんじゃないかと思ったり、それから選ばれた理由がそれぞれあるのかなというふうに思うんですが、国、県、市の負担割合を含めて、

この規模感はどうやって決まったのかなという辺り、もうちょっと支援が必要な路線もあるんじゃないかと思いつつ、お伺いをしたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちら地域間幹線系統補助金ということで、水戸市と他の市町村を結ぶ路線のうち、一定の赤字額が発生している路線系統に対して、国と県と市町村が協調して補助をしているものでございます。

まず、国と県と市町村の補助の負担の割合ですが、大まかに、国が50%、残りの50%につきまして、その半分、要は全体の25%を県が、さらに残った25%を走行している市町村、例えば水戸市と那珂市と常陸大宮市を走っている路線であれば、3市でそれぞれ案分したものを負担するというものでございます。

それから、なぜ13路線なのかということでございますが、茨城県全体ですと茨城交通だけでなく、いろんな市でこういった地域間幹線系統がございまして、それぞれ関係市町村が国、県と負担することになっております。今回、水戸市が対象となる系統が、今年度は13件選出されたというところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

さらなる拡充が必要であれば国、県にも要望する必要があるのかなと思います。

それから市民センターなんですけれども、これ建物を解体せずに医療法人が使うというふうな話だったかと思うんですが、それはここで聞いていいのかというのがあるんですけれども、具体的にどういうふうに進捗しているのか、いつからそういうふうになるのか、もしお答えできれば見通しを伺いたしたいと思います。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

旧千波市民センターにつきましては、公募により医療法人清真会が既存建物を有効活用するというところで決定いたしました。医療法人清真会は丹野病院などを運営する医療法人でございまして、有効活用の内容につきましては、放課後等デイサービス、通所介護デイサービスなどを核とする多機能型地域福祉交流拠点の形成という内容でございます。

今後、地元におきまして、医療法人清真会のほうで説明会を開催しまして、実施設計などに取りかかり、躯体などを活用した整備を行った上で、運用を開始したいということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第33号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第39号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第1号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、20日月曜日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時 0分 散会